

令和8年度

菊川市水質検査計画

～安心・安全で信頼される水道～

菊川市生活環境部水道課

令和8年度水質検査計画の内容

1) はじめに	1
2) 水道事業の概要	1
3) 水源の状況	2
4) 採水地点	3
5) 検査項目及び検査頻度	3
6) 水質検査の実施	4
7) 試料の採取及び運搬方法	5
8) 水質検査の精度管理と信頼性確保	6
9) 臨時の水質検査	6
10) 検査施設への立入調査	6
11) 水質検査計画の公表及び検査結果の評価	6
12) 危機管理と関係団体との連携	7

<資 料>

菊川市上水道の流れ	8
(別紙1)採水検査計画表	9
(別紙2)水質基準に関する検査項目	10
(別紙3)水道水質基準項目別汚染源及び障害	11
(別紙4-1)水質管理目標設定項目	13
(別紙4-2)水質管理目標設定項目「農薬類」	14
(別紙5)採水地点	15
(別紙6-1)水質基準検査方法	16
(別紙6-2)水質管理目標設定項目検査方法	18
(別紙6-3)農薬類(水質管理目標設定項目15)検査方法	19
(別紙6-4)水道におけるクリプトスポリジウム等対策 指針に関する検査方法	22

1) はじめに

水道法第3条第1項で、「水道とは導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう」と定義されています。

「令和5年度静岡県の水道の現況」によると、「簡易水道」※1は国内約2,302・県内104箇所、「上水道」※2は国内約1,293・県内36箇所、「専用水道」※3は国内8,121・県内398箇所、「簡易専用水道」※4は国内約206,856箇所、「水道用水供給事業」(※5)は国内約87・県内4箇所となっています。以上のよう
に水道法では、国民の公衆衛生の向上と生活環境の改善の確保を図るため、「水道」をいくつかの区分しそれぞれに応じた衛生規制等を定めています。

このなかで、菊川市水道事業は水道法第3条第5項に定められた「水道事業者(上水道)※2」に該当します。

水道事業管理者は、この水道法によって様々な要件を負託されています。菊川市水道課ではこれらを遵守し、施設の運転管理を行い市内の隅々まで安心・安全な水の安定供給に努めています。

平成15年5月「水質基準に関する厚生労働省令」により、水質基準が改正され平成16年4月1日から施行となり、水質基準が46項目(平成5年)から50項目に強化されました。これは、近年新たな化学物質や消毒副生成物など水道を取り巻く環境が大きく変わったことが理由です。(その後の項目改正により、現在、水質基準項目は全部で52項目です。*令和8年度よりPFOS及びPFOAが水質管理目標設定項目から基準項目に格上げされ、新規追加となりました。

そこで菊川市では、水質基準改正にあわせて今まで以上に市民(使用者)の皆様がより安心して水をお使いくださるよう、令和8年度水質検査計画を策定し、菊川市ホームページによって市民の皆様にご報告いたします。

<一般の需要に応じる水道事業>

※1「簡易水道」・・・給水人口101人以上5,000人以下の水道事業

※2「上水道」・・・給水人口5,001人以上の水道事業

※3「専用水道」・・・常時居住人口が101人以上の寄宿舎等における自家用水道、又は1日最大給水量が20 m³を超える自家用水道

※4「簡易専用水道」・・・水道事業者から受水して受水槽の有効容量が10 m³を超える貯水槽水道

※5「水道用水供給事業」・・・水道事業者に対して用水(浄水)を供給する事業

2) 水道事業の概要

水道の給水状況

給水戸数：18,534 戸

1日平均給水量：18,664 m³

1日最大給水量：25,489 m³ 【令和6年度実績】

浄水施設の状況

施設の名称	原水の種類	浄水方法	浄水使用薬品	施設能力
公文名浄水場	浅層地下水 湖沼水	傾斜板沈殿池 急速ろ過池 除鉄・除マンガン装置	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	3,300 m ³ /日

配水池施設の状況

施設の名称	受水先	給水量（1日平均）
倉沢 配水池	大井川広域水道より受水	2,676 m ³
潮海寺 配水池	公文名浄水場より受水	2,076 m ³
八王子 配水池	大井川広域水道より受水	9,013 m ³
牛淵 配水池	〃	947 m ³
丹野 配水池	〃	2,520 m ³
小笠広域 受水槽	〃	644 m ³
小笠 配水池	〃	3,012 m ³
牧之原 配水池	〃	316 m ³
丹野原 配水池	〃	113 m ³

【給水量は令和6年度実績】

3) 水源の状況

適切な浄水処理を行い水質基準を満足する水道水を給水するために、原水の汚染要因となるもの、あるいは水質管理上注意すべき項目、また浄水場での使用薬品及び使用資機材において注意すべき項目を示します。

施設の名称	原水	原水の汚染の要因	注意すべき項目	使用薬品・資機材
公文名浄水場	湖沼水 地下水	降雨による濁度の発生、藻類の発生による臭気、沈殿物の腐敗臭、異物の投棄・流入、肥料・農薬の流入	濁度、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、陰イオン界面活性剤、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、臭気、ダイオキシン類、クリプトスポリジウム、ジアルジア、農薬類、カルシウム・マグネシウム等	次亜塩素酸ナトリウム 使用による臭素酸、塩素酸、ポリ塩化アルミニウムからのアルミニウム

水質検査によって、水道水が安心してご利用いただける為に、以下の水質検査を計画しました。

4) 採水地点

飲料水の水質基準が適用される給水栓(蛇口)に加え、原水においては着水井・集水井及び取水井ポンプ出口とします。（別紙5 採水地点参照）

5) 検査項目及び検査頻度

検査項目は、水道法施行規則第15条に定められている項目を行います。

検査頻度は、水道法施行規則第15条第1項第1号のイによって、1日1回色及び濁り並びに消毒の残留効果を残留塩素で検査を行います。

水道法施行規則第15条第1項第3号のイに従い、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物（全有機炭素（TOC）の量）・pH値・味・臭気・色度・濁度の9項目について1ヵ月に1回検査します。

水道法施行規則第15条第1項第3号のロの規定により、水源に藻の発生の可能性がなく一定の条件を満たしていると判断し、臭気の原因となるジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールの2項目の検査は1年に1回のみ検査いたします。

水道法施行規則第15条第1項第3号のハによって、シアン化物イオン及び塩化シアン・塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブromoクロロメタン・臭素酸・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブromoジクロロメタン・ブromoホルム・ホルムアルデヒドの12項目の検査について3ヵ月に1回検査し、上記以外の項目については1年に1回、項目によっては3ヵ月に1回検査

査します。*新規追加項目の PFOS 及び PFOA については、3 年間のモニタリングが終了するまで 3 ヶ月に 1 回検査します。

[毎日水質検査項目]

配水区域末端の給水栓蛇口において、色及び濁り並びに消毒の残留効果（残留塩素）の 3 項目を 1 日 1 回検査します。

[水質基準項目]

採水検査計画表（別紙 1）に従って配水系統ごとの末端で検査をします。

[水質管理目標設定項目]

水質管理目標設定項目については、厚生労働省健康局水道課長通知（健水発第 1010001 号 平成 15 年 10 月 10 日（最終改正 令和 7 年 6 月 30 日環水大管発第 2506305~2506308 号））において、「将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じた検査等の実施に努め、水質管理に活用されたい」と通知されています。菊川市では、6 項目（別紙 4-1）を 4 給水採水地点につき 1 年に 1 回検査し、従属栄養細菌のみ全ての給水採水地点で 3 ヶ月に 1 回検査します。

[原水水質項目]

法令に基づく水質基準 52 項目から消毒副生成物※7 と味を除いた 40 項目を富田第 1～第 3 水源及び公文名水源において 1 年に 1 回行ないます。

水質管理目標設定項目については、農薬類を除く 9 項目（別紙 4-1）を富田水源及び公文名水源において 1 年に 1 回行ないます。農薬類検査につきましては、富田水源及び公文名水源において農薬の使用状況を考慮し、検査項目を選定後、適切な時期に行います。

また、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、富田水源及び公文名水源において、指標菌 2 項目検査を月 1 回、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を 3 ヶ月に 1 回行ないます。

ダイオキシン類については、富田・公文名水源において 1 年に 1 回行ないます。

6) 水質検査の実施

水道法第 20 条第 3 項に水道事業者は、「第 1 項の規定による水質検査を行なうため、必要な検査施設を設けなければなりません。ただし、当該検査を国土交通省令に定めるところにより、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託して行なうときは、この限りでない。」とのことから、毎日水質検査以外は国土交通省・環境省登録水質検査機関※8 に水質検査及び結果書発行の業務を委託することとしました。委託機関の選定に当たっては、以下の条件をすべて満たすこととします。

- ① 水道法第 20 条第 3 項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関で静岡県内を水質検査区域とし、かつ試料の採取及び運搬の迅

速性の観点から、静岡県内に水質基準全項目の検査を行う検査所を有すること。

- ② 水質検査の技術的能力を評価するため環境省（厚生労働省）が毎年実施している水道水質検査の外部精度管理調査において、令和6年度に信頼性が担保されている「第1群」と評価され、かつ連続して同様の評価（平成24年度は「適正」）をされていること。
- ③ 突発水質汚染時等には、早急な対応、検査及び進捗状況の連絡等の体制が整備されており、水質基準全項目の検査結果を試料受領後24時間以内に電話及び電子メール等で報告できること。

なお、水質検査業務受託者の責務を明確化するため、水質基準項目及び水質管理目標設定項目については、全項目又は一部を第三者に委任し又は請け負わせることを禁じます。

※6「水質管理目標設定項目」・・・毒性の評価が暫定的であり、検出レベルは高くないものの、今後水質管理上注意喚起すべき項目

※7「消毒副生成物」・・・水道水の塩素消毒の際に、トリハロメタン等の発がん性をもつ有害物質を生成する。これらの有機塩素化合物をいう。

※8 国土交通省・環境省登録水質検査機関とは水道法第20条の4に下記のように記されています。

- 一、水道法に規定する水質検査を行なうために必要な検査施設を有し、これを用いて水質検査を行なうものであること。
- 二、水道法に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が水質検査を実施し、その人数が5名以上であること。
- 三、次に掲げる水質検査の信頼性の確保のための措置がとられていること。
 - イ、水質検査を行なう部門に専任の管理者が置かれていること。
 - ロ、水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。
 - ハ、ロに掲げた文書に記載されたところに従い、専ら水質検査の業務の管理及び精度の確保を行なう部門が置かれていること。

7) 試料の採取及び運搬方法

委託する検査項目については、給水9項目を除き委託先(受託者)で試料の採取を行います。採取及び試料の運搬方法・その他必要と思われる書類を事前に提出を求め、適正な業務が行われるかを確認いたします。

なお、採取時の主な留意事項は次のとおりです。

- ① 検査項目毎、適切な容器に採取する。
- ② 開栓後、給水管等に滞留していると思われる容量以上を流してから採取する。
- ③ 採取量は再検査を含めた十分な量とする。

④ 細菌検査の項目では、汚染防止の為、給水栓等の周囲を清潔にしてから採取する。

また、受託者は試料を保冷箱等で保冷するとともに、破損防止の措置を施し、速やかに運搬することとします。

8) 水質検査の精度管理と信頼性確保

水質検査業務委託を行う水質検査機関に対しては、「6) 水質検査の実施」で述べた選定条件①～③を満たしている為、水質検査の精度管理と信頼性については確保されていると考えています。

水質基準項目の水質検査は、国が定めた「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」により実施し、また、水質管理目標設定項目及びその他の項目は、厚生労働省の通知、上水試験方法等に基づいて実施します(項目ごとの検査方法を別紙 6-1~6-4 に示します。)

9) 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水源もしくは水道水の水質が著しく悪化したときなど、以下のとおり水質が水質基準に適合しない恐れがあるときに行います。

1. 水源の水質が著しく悪化したとき
2. 水源に異常があったとき
3. 水源付近・給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
4. 浄水過程に異常があったとき
5. 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
6. その他特に必要があると認められるとき

検査項目は、水質基準全項目(52項目)を原則とし、水質検査によって安全が確認されるまで給水を行いません。

10) 検査施設への立入調査

水質検査業務委託を行う水質検査機関に対しては検査施設への立入りを実施し、水質検査の状況及び精度管理の実施状況等について調査するとともに、水質検査機関の技術能力等が適正であるかを確認いたします。

11) 水質検査計画の公表及び検査結果の評価

水質検査計画に基づき水質検査を実施し、検査結果について検査ごと評価していきます。また、水道法第 24 条 2 項により義務づけられている情報提供に基

づき、水質検査計画の公表とその水質検査結果については菊川市ホームページにより公開します。

12) 危機管理と関係団体との連携

安心してお使いいただける水道を安定的に供給するため、毎日検査を実施し、危機管理に努めます。また、残留塩素が検出されないあるいは水源及び水質に変化が生じたときなどなんらかの汚染が考えられる場合には、関係団体と連携して迅速に対策を講じ水道水の安全性を確保します。

採水検査計画表

水源及び配水施設名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
原水	1 富田水源	農薬類(※) 指標菌	指標菌	農薬類(※) 指標菌 クリプト ジアルジア	原水目標9項目 指標菌	農薬類(※) 指標菌	指標菌 クリプト ジアルジア	指標菌	指標菌	農薬類(※) 指標菌 クリプト ジアルジア	指標菌	指標菌	指標菌 クリプト ジアルジア	※農薬類は項目ごと使用状況等を考慮し検査実施(各項目年1回)。
	2 富田第1水源				原水40項目									
	3 富田第2水源				原水40項目									
	4 富田第3水源				原水40項目									
	5 公文名水源	農薬類(※) 指標菌	指標菌	農薬類(※) 指標菌 クリプト ジアルジア	原水40項目 原水目標9項目 指標菌	農薬類(※) 指標菌	指標菌 クリプト ジアルジア	指標菌	指標菌	農薬類(※) 指標菌 クリプト ジアルジア	指標菌	指標菌	指標菌 クリプト ジアルジア	※農薬類は項目ごと使用状況等を考慮し検査実施(各項目年1回)。
	6 富田・公文名水源									DNX				
浄水	1 倉沢配水池	給水26項目 給水目標6項目	給水9項目	給水9項目	給水52項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	給水26項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	給水26項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	
	2 潮海寺配水池	給水26項目 給水目標6項目	給水9項目	給水9項目	給水52項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	給水26項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	給水26項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	
	3 牛測配水池 (八王子配水池)	給水26項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	給水52項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	給水26項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	給水26項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	
	4 丹野配水池	給水26項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	給水52項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	給水26項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	給水26項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	
	5 小笠広域受水槽 (小笠配水池)	給水26項目 給水目標6項目	給水9項目	給水9項目	給水52項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	給水26項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	給水26項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	
	6 牧之原配水池	給水26項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	給水52項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	給水26項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	給水26項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	
	7 丹野原配水池	給水26項目 給水目標6項目	給水9項目	給水9項目	給水52項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	給水26項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	給水26項目 従属栄養細菌	給水9項目	給水9項目	

※本計画表(検査月等)は、状況により変更することがあります。

「水質基準」に関する検査項目

No.	検査項目名	給水 52項目	給水 26項目	給水 9項目	原水 40項目
1	一般細菌	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	○			○
4	水銀及びその化合物	○			○
5	セレン及びその化合物	○			○
6	鉛及びその化合物	○			○
7	ヒ素及びその化合物	○			○
8	六価クロム化合物	○			○
9	亜硝酸態窒素	○			○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○		○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○		○
12	フッ素及びその化合物	○			○
13	ホウ素及びその化合物	○			○
14	四塩化炭素	○			○
15	1,4-ジオキサン	○			○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○			○
17	ジクロロメタン	○			○
18	テトラクロロエチレン	○			○
19	トリクロロエチレン	○			○
20	PFOS及びPFOA	○	○		○
21	ベンゼン	○			○
22	塩素酸	○	○		
23	クロロ酢酸	○	○		
24	クロロホルム	○	○		
25	ジクロロ酢酸	○	○		
26	ジブromokクロロメタン	○	○		
27	臭素酸	○	○		
28	総トリハロメタン	○	○		
29	トリクロロ酢酸	○	○		
30	ブromोजクロロメタン	○	○		
31	ブromホルム	○	○		
32	ホルムアルデヒド	○	○		
33	亜鉛及びその化合物	○			○
34	アルミニウム及びその化合物	○	○		○
35	鉄及びその化合物	○			○
36	銅及びその化合物	○			○
37	ナトリウム及びその化合物	○			○
38	マンガン及びその化合物	○			○
39	塩化物イオン	○	○	○	○
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○		○
41	蒸発残留物	○	○		○
42	陰イオン界面活性剤	○			○
43	ジオスミン	○			○
44	2-メチルイソボルネオール	○			○
45	非イオン界面活性剤	○			○
46	フェノール類	○			○
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○
48	pH値	○	○	○	○
49	味	○	○	○	
50	臭気	○	○	○	○
51	色度	○	○	○	○
52	濁度	○	○	○	○

水道水質基準項目別 汚染源及び障害

区分	項目	基準値	存在・汚染源	障 害	
病原生物の指標	1 一般細菌	100個以下(1ml中)	し尿、排水、河川、土壌、空气中、貯水槽などの清掃不足	水の一般的清浄度を示す指標です。これが著しく増加した場合には、し尿、下水、排水等による病原生物に汚染されている疑いがあります。一般には、塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。	
	2 大腸菌	検出されないこと	腸管内の常在菌	水系感染症の主な病原菌は人や動物の糞便に由来しており、大腸菌が検出された場合には、病原生物に汚染されている疑いがあります。一般には、塩素消毒により、ほとんどの菌が死滅します。	
無機物質・重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	カドミウム関連工場、鉱山排水、廃電池	蓄積性の有害物質で、長期間にわたり摂取すると腎機能障害や骨障害をもたらします。イタイイタイ病の原因物質として知られています。自然界に微量ながら広く分布しています。	
	4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	水銀関連工場排水(有機水銀) 体温計、水銀電池(無機水銀)	急性中毒の場合は口内炎、下痢、腎障害、慢性中毒では貧血、白血球減少、手足の知覚喪失の症状となります。水俣病は、有機水銀であるメチル水銀が原因で発生したことが知られています。自然水中ではほとんど検出されません。	
	5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	工場排水(薬品・顔料・ガラス製造等)、 金属製錬所排水	金属セレンは毒性が少ないが、化合物には猛毒のものが多く、粘膜に刺激を与え、胃腸障害、肺炎などの症状を起こします。	
	6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	工場排水(薬品・陶磁器・蓄電池等)、 水道管(鉛管使用)、鉱山排水	神経系の障害や貧血、頭痛、食欲不振などの中毒症状を起こすことが知られています。昔から水道管に使用され溶けにくいといわれていましたが、最近では溶出が問題となっています。	
	7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	温泉、工場排水、鉱山排水、農業、 製錬所排水	蓄積性があり、感覚異常や皮膚のびらんや角化症、末梢性神経症などを起こします。ヒ素による健康被害は、西日本一帯で起きた森永ヒ素ミルク中毒事件が知られています。	
	8 六価クロム及びその化合物	0.02 mg/l以下	メッキ工場排水、鉱山排水、皮なめし、 木材防腐	六価のクロムは毒性が強く、多量に摂取した場合は、嘔吐、下痢尿毒症などの症状を起こします。	
	9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下	土壌、肥料、排水、動物物の腐敗、 下水、汚泥、塵芥残さ	窒素肥料、腐敗した動物物、生活排水などに含まれる窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質となります。高濃度に含まれると幼児にメーヘーグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがあります。基準値は1つの合計値です。	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	メッキ、写真、製錬工場の排水	強い毒性があり、口から摂取すると粘膜から急速に吸収され、頭痛、吐気、けいれん等を起こします。シアン化カリウムは青酸カリとして知られています。自然水中ではほとんど検出されません。	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	土壌、肥料、排水、動物物の腐敗、 下水、汚泥、塵芥残さ	窒素肥料、腐敗した動物物、生活排水などに含まれる窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質となります。高濃度に含まれると幼児にメーヘーグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがあります。	
	12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	地質(花崗岩、火山灰)、温泉、 関連工場(ガラス、電子工業)排水	温泉地帯の地下水や河川水に多く含まれることがあります。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の原因となります。	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	原子炉の中性子吸収材、鉄合金などの硬さ増加材、ガラス、陶器、ホウ酸として防腐消毒薬、火山地帯の地下水・温泉、 金属表面処理・ガラス・エナメル工場排水	中毒症状は、下痢、嘔吐などを起こします。この化合物で、なじみのあるものにボウ酸があります。ボウ酸は刺激が少なく温和な消毒剤として使用されてきましたが、傷のある皮膚や粘膜などから速やかに吸収され、中毒症状を引き起こします。現在では、目の洗浄や消毒のみに使用されています。	
	一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002 mg/l以下	地上では大部分が大気中に揮散、土壌吸着性は弱く地下水に移行(難分解性)	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂材、塗料、ドライクリーニング、半導体分野などに使用され、地下水を汚染する物質で、発ガン性がある(疑われる)ことが知られています。
		15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	オイル、ワックス、染料の溶剤等	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/l以下	溶剤、染料抽出剤		
17 ジクロロメタン		0.02 mg/l以下	殺虫剤、塗料、ニス、有機溶剤、 地下水中では分解しにくい		
18 テトラクロロエチレン		0.01 mg/l以下	有機物質の溶剤、ドライクリーニング洗浄剤、 金属部品の脱脂洗浄、繊維工業、 地下水に移行、分解しにくい (数ヶ月から数年残留)		
19 トリクロロエチレン		0.01 mg/l以下	金属部品の脱脂洗浄、工業用の溶剤、 大気中では分解が早く、土壌より地下水に移行し残留時間が長い		
20 PFOS 及び PFOA		0.00005 mg/l以下	泡消化剤、フッ素ポリマー加工助剤		
21 ベンゼン		0.01 mg/l以下	合成(ゴム・皮革・繊維)の原料、 ガソリンの燃焼からも発生		
消毒副生物質	22 塩素酸	0.6 mg/l以下	マッチ・花火・爆薬・染料 塩素消毒による副生成物	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される副生成物です。中でもクロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロホルムはトリハロメタンと呼ばれ、発ガン性があることが知られています。	
	23 クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	出芽前の除草剤、 塩素消毒による副生成物		
	24 クロロホルム*1	0.06 mg/l以下	麻酔剤または工業製品製造過程中の溶媒、 塩素消毒による副生成物		
	25 ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	塩素消毒による副生成物		
	26 ジブロモクロロメタン*2	0.1 mg/l以下	塩素消毒による副生成物		
	27 臭素酸	0.01 mg/l以下	塩素消毒による副生成物		

区分	項目	基準値	存在・汚染源	障 害	
消毒副生物質	28 総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	項目欄*1～4までの4物質の各濃度の合計量	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される副生成物です。中でもクロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムはトリハロメタンと呼ばれ、発ガン性があることが知られています。	
	29 トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	医療用、農薬(除草剤)、防錆剤、除タンク剤等、塩素消毒による副生成物		
	30 プロモジクロロメタン*3	0.03 mg/l以下	塩素消毒による副生成物		
	31 プロモホルム*4	0.09 mg/l以下	塩素消毒による副生成物		
	32 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	塩素消毒による副生成物		
色・味	33 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	精錬所・メッキ・顔料工場の廃水、水道管(亜鉛引鋼管使用時)	水道管の亜鉛メッキ鋼管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると白く濁ります。	
	34 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	地殻中に存在、浄水処理(急速ろ過)に用いられる凝集剤	原水の処理過程で使用する凝集剤に含まれます。高濃度に含まれると白く濁る原因となります。自然界には、土壌、水、動植物などに化合物の形で含まれます。浄水場ではポリ塩化アルミニウムが凝集剤に使用されています。	
	35 鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	地表水より地下水に多い、自然界に広く分布、水道管	水道管の鉄管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると異臭味や赤水となり、洗濯物を着色する原因となります。	
	36 銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	鉱山廃水、メッキ排水、農薬、給湯設備の材質	給水装置などに使用される銅管などから溶け出すことがあります。高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。	
	37 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	自然界に広く分布、海水の浸入	過剰に摂取すると高血圧症等が懸念されます。基準値を超えると水の味に影響するようになります。自然界に多く分布しています。水道では次亜塩素ナトリウムによる消毒処理に使用されています。	
	38 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	地殻中に多い、地下水で鉄と共存、ガラスの着色、染色、廃棄乾電池	管の壁に付着し、はく離して流出すると黒い水の原因となります。基準値を超えると黒く濁る原因となります。主に地質に起因。河川では低層水の溶存酸素が少なくなると底質から溶出してくることもあります。	
	39 塩化物イオン	200 mg/l以下	地質または海水(風送塩)の浸透、排水、し尿汚染、温泉の混入	基準値を超えると塩味を感じるようになります。また、金属を腐食させる原因となります。自然水中に含まれます。多くは地質に由来します。水道中の塩素イオンは凝集剤、消毒剤使用によって増加します。	
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	地質、海水、工場排水、下水、施設のコンクリート建造物	硬度とは、カルシウムとマグネシウムの合計量で、硬度が高いと石鹸の泡立ちが悪くなり、また、胃腸を害して下痢を起こす場合があります。味は、硬度が高いと口に残るような味がし、低すぎると淡泊でコクのない味がします。	
	41 蒸発残留物	500 mg/l以下	地質、放流水、工場排水、硬度・濁度の高い水	水をそのまま蒸発させたときに残る物質の総量で、その成分は主にカルシウム、マグネシウム、ナトリウムなど無機塩類や有機物です。残留物が多いと苦みや渋い味となり、適度に含まれるとまろやかな味になります。	
	発泡	42 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	洗剤による生活・工場排水	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
	臭気	43 ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	ある種の藍藻類と放射菌が生産する	異臭味の原因物質で、藻の仲間により作られかび臭を発生させます。ダムの水など停滞水を水源とする水に発生しやすい。
44 2-メチルイソボルネオール		異臭物質			
発泡	45 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	洗剤、医薬品、化粧品、食品添加物等、洗剤等による生活・工場排水	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。自然環境中には存在せず、微生物が生分解することは困難である。石鹸、洗剤、可溶性剤などに使用されています。	
臭気	46 フェノール類	0.005 mg/l以下	工場排水、アスファルト舗装、コータール	この物質が含まれる原水を塩素処理すると、クロロフェノールが生成され水に異臭味を与えるようになります。自然水中には含まれません。	
			塗装から流出、フェノール樹脂関連工場、防錆剤(クレゾール・石炭酸)		
味	47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下	人・動物の排出物、生活排水、動植物の腐敗物質(フミン質)、豪雨、肥料、農業、工場排水	水中に存在する有機物中の炭素を有機炭素または全有機炭素(TOC)といい、水中の有機物濃度を推定する指標として用いられます。下水、し尿、汚水等を多く含む水の混入、汚染プランクトン類の繁殖の疑いがある場合は値が増加します。	
基礎的性状	48 pH値	5.8～8.6	地質、工場排水、下水が原因、コンクリート受水槽等からアルカリ分流出	水の酸性やアルカリ性の程度を表す指標で、7が中性。7より小さいほど酸性が強く、7より大きいほどアルカリ性が強くなります。地下水は二酸化炭素が多く含まれているので微酸性のことが多く、配管やポンプが錆びやすくなります。	
	49 味	異常でないこと	地質、排水、汚水の混入	水の味は、地質、化学薬品などの混入や藻類等微生物の繁殖によるもの他、配管の腐食などに起因することがあります。	
	50 臭気	異常でないこと	地質、排水、汚水の混入、プランクトン、バクテリア、かび等の混入	水の臭気は、藻類等や放線菌等によるカビ臭物質、フェノールなどの有機化合物が原因です。水の塩素処理によるカルキ臭、水道管の内面塗装剤に由来することもあります。	
	51 色度	5度以下	地質、排水、汚水の混入、配管材質の溶解(鉄、銅)、化学物質の混入	水の色の程度を数値で示すもの。色の原因は、主にフミン質と呼ばれる植物等が微生物により分解された有機高分子化合物や鉄やマンガン等金属類です。赤水は鉄、黒水はマンガン、青水は銅が原因であると考えられます。	
	52 濁度	2度以下	粘土性物質の混入、降雨、配管材質の溶解(亜鉛)	水の濁りの程度を数値で示すもの。濁りの原因は、主に管内のサビや堆積物が流出した微粒子で、粘土性物質、鉄さび、有機物質などです。給水栓水の濁りは配・給水施設や管の異常を示します。	

水質管理目標設定項目

項 目		目 標 値	実施項目(給水)	実施項目(原水)
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02 mg/L以下		○
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002 mg/L以下(暫定)		○
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02 mg/L以下		○
4	削除	削除	—	—
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		○
6	削除	削除	—	—
7	削除	削除	—	—
8	トルエン	0.4 mg/L以下		○
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下		○
10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下		
11	削除	削除	—	—
12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下(暫定)	○	
14	抱水クロラール	0.02 mg/L以下(暫定)	○	
15	農薬類	検出値と目標値の比の 和として、1以下		○
16	残留塩素	1 mg/L以下		
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10 mg/L以上 100 mg/L以下		
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.01 mg/L以下		
19	遊離炭酸	20 mg/L以下	○	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下		○
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下		○
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下		
23	臭気強度(TON)	3 以下	○	
24	蒸発残留物	30 mg/L以上 200 mg/L以下		
25	濁度	1度以下		
26	pH値	7.5程度		
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	○	
28	従属栄養細菌	2000 CFU/mL以下(暫定)	○	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下		○
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下		
31	削除	削除	—	—

水質管理目標設定項目「農薬類」

番号	農薬名	番号	農薬名
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	59	チオジカルブ
2	2,2-DPA(ダラボン)	60	チオフェネートメチル
3	2,4-D(2,4-PA)	61	チオベンカルブ
4	EPN	62	テフリトリオン
5	MCPA	63	テルブカルブ(MBPMC)
6	アシュラム	64	トリクロピル
7	アセフェート	65	トリクロルホン(DEP)
8	アトラジン	66	トリシクラゾール
9	アニロホス	67	トリフルラリン
10	アミトラズ	68	ナプロパミド
11	アラクロール	69	バラコート
12	イソキサチオン	70	ピペロホス
13	イソフェンホス	71	ピラクロニル
14	イソプロカルブ(MIPC)	72	ピラゾキシフェン
15	イソプロチオラン(IPT)	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)
16	イプフェンカルバゾン	74	ピリダフェンチオン
17	イプロベンホス(IBP)	75	ピリブチカルブ
18	イミノクタジン	76	ピロキロン
19	インダノフェン	77	フィプロニル
20	エスプロカルブ	78	フェントロチオン(MEP)
21	エトフェンブロックス	79	フェノブカルブ(BPMC)
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	80	フェリムゾン
23	オキサジクロメホン	81	フェンチオン(MPP)
24	オキシニ銅	82	フェントエート(PAP)
25	オリサストロビン	83	フェントラザミド
26	カズサホス	84	フサライド
27	カフェンストロール	85	ブタクロール
28	カルタップ	86	ブタミホス
29	カルバリル(NAC)	87	ブプロフェジン
30	カルボフラン	88	フルアジナム
31	キノクラミン(ACN)	89	プレチラクロール
32	キャブタン	90	プロシミドン
33	クミルロン	91	プロチオホス
34	グリホサート	92	プロピコナゾール
35	グルホシネート	93	プロピザミド
36	クロメプロップ	94	プロベナゾール
37	クロルニトロフェン(CNP)	95	プロモブチド
38	クロルピリホス	96	ベノミル
39	クロロタロニル(TPN)	97	ベンシクロン
40	シアナジン	98	ベンゾビシクロン
41	シアノホス(CYAP)	99	ベンゾフェナップ
42	ジウロン(DCMU)	100	ベンタゾン
43	ジクロベニル(DBN)	101	ベンディメタリン
44	ジクロルボス(DDVP)	102	ベンフルカルブ
45	ジクワット	103	ベンフルラリン(ベスロジン)
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	104	ベンフレセート
47	ジチオカルバメート系農薬	105	ホスチアゼート
48	ジチオピル	106	マラチオン(マラソン)
49	シハロホップブチル	107	メコプロップ(MCPP)
50	シマジン(CAT)	108	メソミル
51	ジメタメトリン	109	メタラキシル
52	ジメトエート	110	メチダチオン(DMTP)
53	シメトリン	111	メミノストロビン
54	ダイアジン	112	メトリブジン
55	ダイムロン	113	メフェナセツト
56	ダブメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	114	メプロニル
57	チアジニル	115	モリネート
58	チウラム		

*水源周辺地域の農薬使用状況を考慮し、上記115種類から農薬類検査項目を選定する。

採 水 地 点

	水源及び配水施設名	採水地点
原水	富田水源	富田水源着水井
	富田第1水源	富田第1水源池
	富田第2水源	富田第2水源池
	富田第3水源	富田第3水源池
	公文名水源	公文名浄水場集水井
	富田・公文名水源	公文名浄水場着水井
浄水	倉沢配水池	東富田奥組中継ポンプ場
	潮海寺配水池	田ヶ谷公会堂
	牛湊配水池 (八王子配水池)	水湊公園
	丹野配水池	上平川公民館
	小笠広域受水槽 (小笠配水池)	今間公民館
	牧之原配水池	丹野原配水場
	丹野原配水池	樽林商店

水質基準項目検査方法

別紙6-1

番号	項目	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	標準寒天培地法	0 CFU/mL
2	大腸菌	特定酵素基質培地法	****
3	カドミウム及びその化合物	ICP-MS	0.00015mg/L
4	水銀及びその化合物	CV-AAS	0.00005mg/L
5	セレン及びその化合物	ICP-MS	0.0005mg/L
6	鉛及びその化合物	ICP-MS	0.0005mg/L
7	ヒ素及びその化合物	ICP-MS	0.0005mg/L
8	六価クロム化合物	ICP-MS	0.002mg/L
9	亜硝酸態窒素	IC	0.004mg/L
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	IC-PC	0.001mg/L
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	IC	0.1mg/L
12	フッ素及びその化合物	IC	0.05mg/L
13	ホウ素及びその化合物	ICP-MS	0.01mg/L
14	四塩化炭素	HS-GC-MS	0.0002mg/L
15	1,4-ジオキサン	HS-GC-MS	0.003mg/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	HS-GC-MS	0.0004mg/L
17	ジクロロメタン	HS-GC-MS	0.0002mg/L
18	テトラクロロエチレン	HS-GC-MS	0.0002mg/L
19	トリクロロエチレン	HS-GC-MS	0.0002mg/L
20	PFOS及びPFOA	LC-MS/MS	0.000005mg/L
21	ベンゼン	HS-GC-MS	0.0002mg/L
22	塩素酸	IC	0.06mg/L
23	クロロ酢酸	LC-MS/MS	0.002mg/L
24	クロロホルム	HS-GC-MS	0.0002mg/L
25	ジクロロ酢酸	LC-MS/MS	0.002mg/L
26	ジブロモクロロメタン	HS-GC-MS	0.0002mg/L
27	臭素酸	IC-PC	0.001mg/L
28	総トリハロメタン	HS-GC-MS	0.01mg/L
29	トリクロロ酢酸	LC-MS/MS	0.002mg/L
30	ブロモジクロロメタン	HS-GC-MS	0.0002mg/L
31	ブロモホルム	HS-GC-MS	0.0002mg/L
32	ホルムアルデヒド	MOD-HPLC	0.004mg/L
33	亜鉛及びその化合物	ICP-MS	0.002mg/L
34	アルミニウム及びその化合物	ICP-MS	0.005mg/L
35	鉄及びその化合物	ICP-MS	0.02mg/L
36	銅及びその化合物	ICP-MS	0.002mg/L
37	ナトリウム及びその化合物	ICP-MS	0.5mg/L
38	マンガン及びその化合物	ICP-MS	0.001mg/L

番号	項目	検査方法	定量下限値
39	塩化物イオン	IC	0.2mg/L
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	ICP-MS	2.0mg/L
	カルシウム	ICP-MS	0.2mg/L
	マグネシウム	ICP-MS	0.1mg/L
41	蒸発残留物	重量法	10mg/L
42	陰イオン界面活性剤	SA-HPLC	0.02mg/L
43	ジェオスミン	PT-GC-MS	0.000001mg/L
44	2-メチルイソボルネオール	PT-GC-MS	0.000001mg/L
45	非イオン界面活性剤	SA-HPLC	0.002mg/L
46	フェノール類	SA-MOD-GC-MS	0.0005mg/L
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	TOC計測定法	0.2mg/L
48	pH値	ガラス電極法	****
49	味	官能法	****
50	臭気	官能法	****
51	色度	透過光測定法	0.5度
52	濁度	積分球式光電光度法	0.1度

記号の説明

「検査方法」欄で使用している記号の意味は次のとおりである

ICP-MS	誘導結合プラズマ質量分析法
CV-AAS	還元気化原子吸光光度法
IC	イオンクロマトグラフ法
HS-GC-MS	ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析法
PT-GC-MS	パーティトラップガスクロマトグラフ質量分析法
LC-MS/MS	液体クロマトグラフ質量分析法
IC-PC	イオンクロマトグラフポストカラム吸光光度法
MOD-HPLC	誘導体化高速液体クロマトグラフ法
SA-MOD-GC-MS	固相抽出誘導体化ガスクロマトグラフ質量分析法
SA-HPLC	固相抽出高速液体クロマトグラフ法

水質管理目標設定項目検査方法

別紙6-2

項 目	検 査 方 法	定量下限値
1 アンチモン及びその化合物	ICP-MS法	0.00004 mg/L
2 ウラン及びその化合物	ICP-MS法	0.00001 mg/L
3 ニッケル及びその化合物	ICP-MS法	0.0002 mg/L
4 削除	削除	削除
5 1,2-ジクロロエタン	HS-GC-MS法	0.0002 mg/L
6 削除	削除	削除
7 削除	削除	削除
8 トルエン	HS-GC-MS法	0.0002 mg/L
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	溶媒抽出 GC-MS	0.005 mg/L
10 亜塩素酸	イオンクロマトグラフ法	0.06 mg/L
11 削除	削除	削除
12 二酸化塩素	イオンクロマトグラフ法	0.06 mg/L
13 ジクロロアセトニトリル	溶媒抽出 GC-MS	0.001 mg/L
14 抱水クロラール	溶媒抽出 GC-MS	0.002 mg/L
15 農薬類	農薬ごとに定められた方法による	-
16 残留塩素	ジエチル-p-フェニレンジアミン法	0.05 mg/L
17 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	ICP-MS法	2.0 mg/L
18 マンガン及びその化合物	ICP-MS法	0.001 mg/L
19 遊離炭酸	滴定法	2.0 mg/L
20 1,1,1-トリクロロエタン	HS-GC-MS法	0.0002 mg/L
21 メチル-t-ブチルエーテル	HS-GC-MS法	0.0002 mg/L
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	0.3 mg/L
23 臭気強度(TON)	官能法	1
24 蒸発残留物	重量法	10 mg/L
25 濁度	積分球式光電光度法	0.1 度
26 pH値	ガラス電極法	-
27 腐食性(ランゲリア指数)	計算法	-
28 従属栄養細菌	R2A寒天培地法	0 CFU/mL
29 1,1-ジクロロエチレン	HS-GC-MS法	0.0002 mg/L
30 アルミニウム及びその化合物	ICP-MS法	0.005 mg/L
31 削除	削除	削除

農薬類(水質管理目標設定項目15)検査方法

別紙6-3

農薬名		検査方法	定量下限値
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	HS-GC-MS法	0.0001
2	2, 2-DPA(ダラポン)	LC-MS法(N)	0.0008
3	2, 4-D(2, 4-PA)	LC-MS法(N)	0.0002
4	EPN	固相抽出-GC-MS法	0.00004
5	MCPA	LC-MS法(N)	0.0003
6	アシュラム	LC-MS法(P)	0.002
7	アセフェート	LC-MS法(P)	0.0008
8	アトラジン	固相抽出-GC-MS法	0.0001
9	アニロホス	固相抽出-GC-MS法	0.00005
10	アミトラズ	LC-MS法(P)	0.0003
11	アラクロール	固相抽出-GC-MS法	0.0001
12	イソキサチオン	固相抽出-GC-MS法	0.00005
13	イソフェンホス	固相抽出-GC-MS法	0.00003
14	イソプロカルブ(MIPC)	固相抽出-GC-MS法	0.0001
15	イソプロチオラン(IPT)	固相抽出-GC-MS法	0.003
16	イプフェンカルバジン	LC-MS法(P)	0.00002
17	イプロベンホス(IBP)	固相抽出-GC-MS法	0.00008
18	イミノクタジン	固相抽出-LC-MS法(P)	0.00005
19	インダノファン	固相抽出-GC-MS法	0.00006
20	エスプロカルブ	固相抽出-GC-MS法	0.0003
21	エトフェンプロックス	固相抽出-GC-MS法	0.0008
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	固相抽出-GC-MS法	0.0001
23	オキサジクロメホン	LC-MS法(P)	0.0001
24	オキシ銅	LC-MS法(P)	0.0003
25	オリサストロビン	固相抽出-GC-MS法	0.0006
26	カズサホス	固相抽出-GC-MS法	0.000006
27	カフェンストロール	固相抽出-GC-MS法	0.00008
28	カルタップ	LC-MS法(P)	0.0005
29	カルバリル(NAC)	LC-MS法(P)	0.0002
30	カルボフラン	LC-MS法(P)	0.000003
31	キノクラミン(ACN)	固相抽出-GC-MS法	0.00003
32	キャプタン	固相抽出-GC-MS法	0.003
33	クミルロン	LC-MS法(P)	0.0002
34	グリホサート	誘導体化-LC-MS法(P)	0.0002
35	グルホシネート	誘導体化-LC-MS法(P)	0.0002
36	クロメプロップ	LC-MS法(P)	0.0001
37	クロルニトロフェン(CNP)	固相抽出-GC-MS法	0.0001
38	クロルピリホス	固相抽出-GC-MS法	0.00003

注)検査方法の欄中、Pはポジティブモード、Nはネガティブモードのことである。

農薬類(水質管理目標設定項目15)

	農薬名	検査方法	定量下限値
39	クロロタロニル (TPN)	固相抽出-GC-MS法	0.0005
40	シアナジン	固相抽出-GC-MS法	0.00001
41	シアノホス(CYAP)	固相抽出-GC-MS法	0.00003
42	ジウロン(DCMU)	LC-MS法(P)	0.0002
43	ジクロベニル(DBN)	固相抽出-GC-MS法	0.0001
44	ジクロルボス(DDVP)	固相抽出-GC-MS法	0.00008
45	ジクワット	固相抽出-LC-MS法(P)	0.00005
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	固相抽出-GC-MS法	0.00004
47	ジチオカルバメート系農薬	HS-GC-MS法	0.00005
48	ジチオピル	固相抽出-GC-MS法	0.00009
49	シハロホップブチル	固相抽出-GC-MS法	0.00006
50	シマジン(CAT)	固相抽出-GC-MS法	0.00003
51	ジメタメトリン	固相抽出-GC-MS法	0.0002
52	ジメトエート	固相抽出-GC-MS法	0.0005
53	シメトリン	固相抽出-GC-MS法	0.0003
54	ダイアジノン	固相抽出-GC-MS法	0.00003
55	ダイムロン	LC-MS法(P)	0.008
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	PT-GC-MS法	0.00002
57	チアジニル	LC-MS法(P)	0.001
58	チウラム	LC-MS法(P)	0.0002
59	チオジカルブ	LC-MS法(P)	0.0008
60	チオファネートメチル	LC-MS法(P)	0.003
61	チオベンカルブ	固相抽出-GC-MS法	0.0002
62	テフリルトリオン	LC-MS法(P)	0.00002
63	テルブカルブ(MBPMC)	固相抽出-GC-MS法	0.0002
64	トリクロピル	LC-MS法(N)	0.00006
65	トリクロルホン(DEP)	LC-MS法(P)	0.00004
66	トリシクラゾール	LC-MS法(P)	0.0008
67	トリフルラリン	固相抽出-GC-MS法	0.0006
68	ナプロパミド	固相抽出-GC-MS法	0.0003
69	パラコート	固相抽出-LC-MS法(P)	0.00005
70	ピペロホス	固相抽出-GC-MS法	0.00005
71	ピラクロニル	LC-MS法(P)	0.0001
72	ピラゾキシフェン	固相抽出-GC-MS法	0.00003
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	LC-MS法(P)	0.0001
74	ピリダフェンチオン	固相抽出-GC-MS法	0.00005
75	ピリブチカルブ	固相抽出-GC-MS法	0.0002
76	ピロキロン	固相抽出-GC-MS法	0.0004
77	フィプロニル	LC-MS法(N)	0.000005
78	フェントロチオン(MEP)	固相抽出-GC-MS法	0.00003

注)検査方法の欄中、Pはポジティブモード、Nはネガティブモードのことである。

農薬類(水質管理目標設定項目15)

	農薬名	検査方法	定量下限値
79	フェノブカルブ(BPMC)	固相抽出-GC-MS法	0.0003
80	フェリムゾン	LC-MS法(P)	0.0005
81	フェンチオン(MPP)	LC-MS法(P)	0.00002
82	フェントエート(PAP)	固相抽出-GC-MS法	0.00004
83	フェントラザミド	LC-MS法(P)	0.0001
84	フサライド	固相抽出-GC-MS法	0.001
85	ブタクロール	固相抽出-GC-MS法	0.0002
86	ブタミホス	固相抽出-GC-MS法	0.0002
87	ブプロフェジン	固相抽出-GC-MS法	0.0002
88	フルアジナム	LC-MS法(N)	0.0003
89	プレチラクロール	固相抽出-GC-MS法	0.0005
90	プロシミドン	固相抽出-GC-MS法	0.0009
91	プロチオホス	固相抽出-GC-MS法	0.00004
92	プロピコナゾール	固相抽出-GC-MS法	0.0005
93	プロピザミド	固相抽出-GC-MS法	0.0005
94	プロベナゾール	LC-MS法(P)	0.0003
95	ブロモブチド	固相抽出-GC-MS法	0.001
96	ベノミル	LC-MS法(P)	0.0002
97	ペンシクロン	固相抽出-GC-MS法	0.001
98	ベンゾピシクロン	LC-MS法(P)	0.0003
99	ベンゾフェナップ	LC-MS法(P)	0.00004
100	ベンタゾン	LC-MS法(N)	0.002
101	ペンディメタリン	固相抽出-GC-MS法	0.001
102	ベンフラカルブ	LC-MS法(P)	0.0002
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	固相抽出-GC-MS法	0.0001
104	ベンフレセート	固相抽出-GC-MS法	0.0006
105	ホスチアゼート	LC-MS法(P)	0.00004
106	マラチオン(マラソン)	固相抽出-GC-MS法	0.0005
107	メコプロップ(MCPP)	LC-MS法(N)	0.00005
108	メソミル	LC-MS法(P)	0.0003
109	メタラキシル	固相抽出-GC-MS法	0.0006
110	メチダチオン(DMTP)	LC-MS法(P)	0.00004
111	メミノストロビン	固相抽出-GC-MS法	0.0002
112	メトリブジン	固相抽出-GC-MS法	0.0002
113	メフェナセツト	固相抽出-GC-MS法	0.0002
114	メプロニル	固相抽出-GC-MS法	0.001
115	モリネート	固相抽出-GC-MS法	0.00005

注)検査方法の欄中、Pはポジティブモード、Nはネガティブモードのことである。

検査項目		検査方法
クリプトスポリジウム及びジアルジア		蛍光抗体染色－顕微鏡検査法
指標菌検査	大腸菌	特定酵素基質培地法
	嫌気性芽胞菌	ハンドフォード改良寒天培地法